

徳島県告示第二百二十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第四二二号	肉骨粉	徳島化製A	窒素全量 りん酸全量 八・〇 五・〇	公定規格の定め のとおり	徳島化製事業協業組合 徳島市不動本町三丁目二七〇四番地の一	令和十一年五月九日